

**【事案の概要】**

別紙1（物件目録）記載の土地（以下「本件土地」という。）の共有持分4分の1を有する原告は、大阪市長から、本件土地及び本件土地上に存在する建物（以下「本件建物」という。）に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）について、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）に定める画地を複数認定して評価された本件土地の価格を前提として、連帯納付義務に基づき、平成29年度分の年税額合計を24万7100円とする旨の賦課決定（以下「本件29年度賦課決定」という。）及び平成30年度分の年税額合計を24万6700円とする旨の賦課決定（以下「本件30年度賦課決定」といい、本件29年度賦課決定と併せ、「本件各賦課決定」という。）を受けたことから、本件各賦課決定に係る年税額合計をいずれも納付した。

本件は、本件各賦課決定に係る年税額合計をいずれも納付した原告が、大阪市長がした本件各賦課決定には、いずれも固定資産税等を算出するに当たり、本件土地について認定した画地の一方（一画地）についてこれが不整形地であることに着目した補正をしなければならなかったにもかかわらずこれを怠ったという違法があり、これらにより過大な固定資産税等の納付をさせられ、本件各賦課決定に従って納付した固定資産税等の年税額合計2年分と適正な年税額合計との差額のうち、本件土地の原告の共有持分（4分の1）に相当する金額である合計9550円の損害を被るとともに精神的損害を被ったなどと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、適正な年税額に比して過大に納付させられた金額として合計9550円、慰謝料10万円及び弁護士費用30万円の総額40万9550円のうち30万9500円（一部請求）及び遅延損害金の支払を求める事案である。

**1 関係法令等**

本件の関係法令等は、別紙2（関係法令等の定め）のとおりである（なお、同別紙において用いた略称は、本文においても同様に用いる。）。

**2 前提事実**

以下の事実は、当事者間に争いがないか、又は証拠（各項に関連する書証を掲記する。）及び弁論の全趣旨により容易に認定することができるものである。

**（1）原告**

原告は、昭和50年12月25日、同月23日贈与を原因として、A、B（平成8年からはB2。以下「B」という。）及びCと共に持分各4分の1の本件土地の所有権移転登記を経由した者であり、同日から現在まで本件土

地の共有持分4分の1を有している。(あ1)

(2) 本件土地等

ア 本件土地の位置及び形状等

本件土地の所在、地番、地目及び地積は、いずれも別紙1(物件目録)記載のとおりである。本件土地は、平成27年8月25日付けで大阪市〇〇区××△丁目に所在した地番a番の土地(以下「旧a番土地」という。地積277.68平方メートル)を合筆したものであるが、旧a番土地を合筆する以前における本件土地の地積は333.88平方メートルであった(本件土地のうち旧a番土地を除いた部分を「旧b番土地」という。)。旧a番土地は、旧b番土地の南側に位置する。(あ1、い3、弁論の全趣旨)

本件土地並びに本件土地を構成する旧b番土地及び旧a番土地の位置及び形状は、概要、別紙3のとおりである。なお、本件土地には、本件建物(木造の居宅・家屋番号●)が存在する。(あ2の1・2、4)

イ 本件土地の所有関係等

本件土地については、上記(1)の所有権移転登記の後、平成12年1月5日交換を原因とするBのAに対する持分全部移転登記、平成28年1月5日売買を原因とするAのDに対する持分全部移転登記が、それぞれ経由された。(あ1)

原告、C及びD(以下、これら3名を「原告ほか2名」という。)は、平成28年1月から現在まで、本件土地を共有しており、その共有持分は、原告及びCが各4分の1、Dが2分の1である。(あ1)

(3) 本件各賦課決定

ア 本件29年度賦課決定

大阪市長は、平成29年4月3日頃、本件土地及び本件建物について、原告に対し、連帯納付義務に基づき、本件29年度賦課決定(平成29年度の固定資産税の年税額を17万3800円及び都市計画税の年税額を7万3300円とする賦課決定)をし、同日付け「平成29年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書」を原告に送付してこれを通知し、所定の納期に年税額合計24万7100円の納付を受けた。(あ2の1、弁論の全趣旨)

本件29年度賦課決定は、本件土地について、旧b番土地及び旧a番土地をそれぞれ一画地と認定した上で、旧b番土地の画地の価格を4407万2000円、固定資産税相当税額を11万7046円、都市計画税相当税額を5万0162円とし、また、旧a番土地の画地の価格を1727万3000円、固定資産税相当税額を5万1578円、都市計画税相当税額を2万2104円とし、本件建物の固定資産税相当税額を5236円、都市計画税相当

税額を1122円としたものである。なお、大阪市長は、本件29年度賦課決定において旧a番土地の画地の価格を決定するに当たり、旧a番土地の地積を277.68平方メートル、その用途地区の区分を普通住宅地区、その形状を準普通地、その路線価（平方メートル当たり）を9万6000円とし、間口狭小補正率0.90（10%の評点数控除の意味。以下の補正率も同様の評点数控除を意味するが、特に注記しない。）及び奥行長大補正率0.90を適用するほか、建築制限補正率0.80を適用した。（あ2の1、3の1、い3、弁論の全趣旨）

#### イ 本件30年度賦課決定

大阪市長は、平成30年4月2日頃、本件土地及び本件建物について、原告に対し、連帯納付義務に基づき、本件30年度賦課決定（平成30年度の固定資産税の年税額を17万3500円及び都市計画税の年税額を7万3200円とする賦課決定）をし、同日付け「平成30年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書」を原告に送付してこれを通知し、所定の納期に年税額合計24万6700円の納付を受けた。（あ2の2、弁論の全趣旨）

本件30年度賦課決定は、本件土地について、旧b番土地及び旧a番土地をそれぞれ一画地と認定した上で、旧b番土地の画地の価格を4396万1000円、固定資産税相当税額を11万6752円、都市計画税相当税額を5万0036円とし、旧a番土地の画地の価格を1727万3000円、固定資産税相当税額を5万1578円、都市計画税相当税額を2万2104円とし、本件建物の固定資産税相当税額を5236円、都市計画税相当税額を1122円としたものである。なお、大阪市長は、本件30年度賦課決定において旧a番土地の画地の価格を決定するに当たり、旧a番土地の地積を277.68平方メートル、その用途地区の区分を普通住宅地区、その形状を準普通地、その路線価（平方メートル当たり）を9万6000円とし、間口狭小補正率0.90及び奥行長大補正率0.90を適用するほか、建築制限補正率0.80を適用した。（あ2の2、3の2、い3、弁論の全趣旨）

#### （4）本件各賦課決定の変更等

大阪市長は、令和元年10月16日に行われた本件土地の实地調査の結果、本件土地を一画地と認定することとし、同月17日、土地課税台帳に登録されている本件土地の価格等を修正した。（弁論の全趣旨）

大阪市長は、上記修正を受けて本件各賦課決定をいずれも変更することとし、本件土地及び本件建物の固定資産税等について、原告に対し、連帯納付義務に基づき、〔1〕平成29年度分の本件土地の固定資産税相当税額を18万8670円、都市計画税相当税額を8万0858円とし、本件建物の固

定資産税相当税額を5236円、都市計画税相当税額を1122円とした上で、固定資産税の年税額を19万3900円及び都市計画税の年税額を8万1900円として年税額合計を27万5800円とし、地方税法17条の2第1項に基づいて同額に上記(3)アの納付金額24万7100円(乙1の1の「変更前年税額」欄に記載された額)を充当するとともに、2万8700円(同「差引増減額」欄に記載された額)を賦課して本件29年度賦課決定を変更する旨の決定(以下「本件29年度変更決定」という。)をし、また、〔2〕平成30年度分の本件土地の固定資産税相当税額を19万0099円、都市計画税相当税額を8万1471円とし、本件建物の固定資産税相当税額を5236円、都市計画税相当税額を1122円とした上で、固定資産税の年税額を19万5300円及び都市計画税の年税額を8万2500円として年税額合計を27万7800円とし、同項に基づいて同額に上記

(3)イの納付金額24万6700円(い1の2の「変更前年税額」欄に記載された額)を充当するとともに、3万1100円(同「差引増減額」欄に記載された額)を賦課して本件30年度賦課決定を変更する旨の決定(以下、本件29年度変更決定と併せて「本件各変更決定」という。)をし、令和元年10月18日付け各納税通知書兼税額変更通知書を原告に送付して本件各変更決定を通知し、同年11月18日、これらの賦課に係る金額の納付を受けた。(い1の1・2、弁論の全趣旨)

なお、原告は、令和元年11月5日、本件各変更決定を不服として大阪市長に対して審査請求をし、現在、審査中である。(い7の1・2)

(5)原告による弁護士への委任契約の締結等

原告は、令和元年9月30日、原告訴訟代理人弁護士に本件訴訟の提起等を委任して、本件訴訟を提起した。本件訴訟に係る訴状は、同年10月15日、被告に送達された。(当裁判所に顕著な事実、弁論の全趣旨)

#### 【当裁判所の判断】

1 争点(1)(大阪市長が、本件各賦課決定において、旧a番土地の価格を決するに当たり、これが不整形地であることに着目した補正をしなかったことについて、国家賠償法1条1項の適用上違法があるか否か)について

(1)判断の枠組み

国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負う旨を規定するものであって、公権力の行使に当たる公務員の職務上の行為が同項の適用上違法と評価されるのは、当該公務員が、当該行為によって損害を受けたと主張する特定の国民との関係において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くす

ことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情がある場合に限るものと解するのが相当である（最高裁昭和53年（オ）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成元年（オ）第930号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁等参照）。

## （2）認定事実

前記前提事実（2）、証拠（あ3の1・2、4、7の1・2、い3、9）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 旧a番土地は、用途地区の区分を普通住宅地区とする場所に所在する矩形の土地であり、大阪市長において、本件29年度賦課決定の際には、旧a番土地の間口距離は1.83m、奥行距離は15.50mとして把握されていたが、Aにより「実測図」（あ4）の存在が指摘されたことを踏まえ、本件30年度賦課決定の際には、旧a番土地の間口距離は1.75m、奥行距離は19.20mとして把握されていた。

イ 本件各賦課決定の基準日（平成29年1月1日及び平成30年1月1日。地方税法359条参照）において、旧a番土地は矩形の形状であり、その土地には床面積を93.75平方メートルとする建物が存在した（本件建物とは別の建物である。）。

## （3）本件各賦課決定についての検討

ア 本件29年度賦課決定について

（ア）a 評価基準は、「不整形地」の価額について、「不整形地の評点算出法」を適用して補正（不整形地補正）をする旨を定めている（別紙2記載2（2）イ）。その趣旨は、画地の形状は一般には不整形なものが多いと考えられるものの、画地の形状が悪いことによって画地の全部が宅地として十分に利用できないという利用上の制約が生じている場合があるから、このような制約の有無や程度を当該宅地の価格（評点数）を求めるに当たって考慮する（減価補正をする）のが相当であるという点にある。

そうすると、一辺が路線に接する矩形の画地以外の画地は全て「不整形地」に当たるというわけではなく、ある程度不整形な画地であっても家屋の建築等が通常の状態において行い得るものは評価基準上補正を要する「不整形地」に当たらないと解するのが相当である（固定資産税務研究会編『固定資産評価基準解説（土地篇）』〔い2〕が、「準普通地」を「一辺の一部が路線に接する矩形の画地又はこれに準ずる画地」とした上で、「不整形地」とは、「原則として普通地、準普通地、正台形地、正L字形地及び路線となす角が大きい平行四辺形地等を除いたもので、路線に一辺又は数辺が接する多辺整形の画地である。」とし、「準普通地」が「不整形地」に含まれない

ことを明らかにしているのも、これと同趣旨をいうものと解される。)

なお、実施要領の別紙2記載3(2)の記載は平成27年度分にはなかったものとうかがわれるが、実施要領は、評価基準に基づく固定資産の評価の細部の取扱方法を定めたものにすぎず、評価基準の適用・解釈に影響を及ぼすものではなく、上記の趣旨を確認的に記載したものであって、少なくとも評価基準上異なる扱いを定めたものとは解されない。

そして、前記前提事実(2)ア、イ、上記認定事実ア、イによれば、本件29年度賦課決定の基準日(平成29年1月1日)において、旧a番土地は、地積が277.68平方メートル、形状が矩形であって、土地に建物が存在していたというのである。そうすると、大阪市長が、旧a番土地について、家屋の建築等が通常の状態において行い得るものであるなどとして、旧a番土地が「不整形地」であると認めなかったことに関し、原告との関係において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情は認められない。

b この点に関し、大阪市長は、本件29年度賦課決定において旧a番土地の奥行距離が15.50mであることを前提としていたが、本件30年度賦課決定においては旧a番土地の奥行距離が19.20mであることを前提としていたことに照らすと、本件29年度賦課決定において前提とされた旧a番土地の奥行距離及び形状が、実態と一定程度相違していた可能性は否定できないところである。

しかしながら、旧a番土地に建物が存在し、旧a番土地の形状が矩形であることはAと被告との間で争われた訴訟(大阪地方裁判所平成25年(行ウ)第29号固定資産評価審査棄却決定取消請求事件、その控訴審である大阪高等裁判所平成25年(行コ)第155号固定資産評価審査棄却決定取消請求控訴事件)においても認定されていたこと(控訴審判決が平成26年1月30日に言い渡されており、同判決はその頃に確定したものと解される。い3、4、弁論の全趣旨)に照らせば、上記の相違の程度は、家屋の建築等が通常の状態において行い得るか否かという点に影響を及ぼすものであったとはいえ、旧a番土地が「不整形地」であるか否かの判断を左右するものではない(さらに、原告は旧a番土地の実測面積が283.40平方メートルであると主張するが、この点を考慮したとしても、同様に上記判断が左右されるものではない。)

したがって、旧a番土地が「不整形地」であると認めることはできないから、本件29年度賦課決定において旧a番土地が「不整形地」であることを理由とする補正をする必要があったとはいえない。

(イ)また、前記前提事実(3)ア、上記認定事実アによれば、大阪市長

は、本件29年度賦課決定において、旧a番土地を1つの画地（一画地）としてその価格（評点数）を求めるに当たり、旧a番土地が普通住宅地区の用途地区区分に属することから、その奥行距離15.50mを評価基準の奥行価格補正率表（附表1）に当てはめて奥行価格補正率1.00を、その間口距離1.83mを評価基準の間口狭小補正率表（附表5）に当てはめて間口狭小補正率0.90を、さらに、その奥行距離をその間口距離で除して得られた数値（8.4699）を評価基準の奥行長大補正率表（附表6）に当てはめて奥行長大補正率0.90を導いて適用していることが認められる（別紙2記載2（2）ア、イ（イ））。これらのうち旧a番土地の奥行距離及び間口距離については、本件30年度賦課決定において前提とされた奥行距離及び間口距離と異なるから、本件29年度賦課決定において前提とされた旧a番土地の奥行距離及び間口距離が実態と一定程度相違していた可能性がある。

しかしながら、仮に本件30年度賦課決定において前提とされた旧a番土地の奥行距離19.20m及び間口距離1.75mによったとしても、旧a番土地に適用すべき奥行価格補正率1.00、間口狭小補正率0.90及び奥行長大補正率0.90（奥行距離19.20mをその間口距離1.75mで除して得られた数値は10.9714となる。）となるから、適用される補正率が異なるものではない。

そして、大阪市長は、本件29年度賦課決定において、旧a番土地について、評価基準に定める競合補正の処理（別紙2記載2（2）イ（ア）a）に従い、間口狭小補正率0.90、奥行長大補正率0.90、建築制限補正率0.80を適用しているところ、この点に、原告との関係において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情は認められない。

（ウ）上記（ア）、（イ）によれば、本件29年度賦課決定において、大阪市長が、旧a番土地の価格を評価するに当たり、「不整形地」であることに着目した補正及び奥行価格補正を適用しなかったこと、大阪市長が、原告との関係において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情は認められない。

したがって、大阪市長がした本件29年度賦課決定に国家賠償法1条1項の適用上違法があるとはいえない。

イ 本件30年度賦課決定について

（ア）前記前提事実（2）イ、上記認定事実ア、イによれば、本件30年度賦課決定の基準日（平成30年1月1日）において、旧a番土地は、地積が277.68平方メートル、奥行距離が19.20m、形状が矩形であつ

て、土地上に建物が存在していたというのである。そうすると、大阪市長が、旧 a 番土地について、家屋の建築等が通常の状態において行い得るものであるなどとして、旧 a 番土地が「不整形地」であると認めなかったことに関し、原告との関係において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情は認められない。

(イ) また、前記前提事実(3)イ、上記認定事実アによれば、大阪市長は、本件30年度賦課決定において、旧 a 番土地を1つの画地(一画地)としてその価格(評点数)を求めるに当たり、旧 a 番土地が普通住宅地区の用途地区区分に属することから、その奥行距離19.20m及び間口距離1.75mを前提として、旧 a 番土地に適用すべき奥行価格補正率1.00、間口狭小補正率0.90、奥行長大補正率0.90(奥行距離19.20mをその間口距離1.75mで除して得られた数値は10.9714となる。)を導いてこれらを適用しているのであって、これらが評価基準に定める各補正率及び競合補正の処理(別紙2記載2(2)イ(ア)a)に従ったものということができ、この点に、原告との関係において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情は認められない。このことは、上記アにおいて説示したところと同様である。

(ウ) 上記(ア)、(イ)によれば、本件30年度賦課決定において、大阪市長が、旧 a 番土地の価格を評価するに当たり、「不整形地」であることに着目した補正及び奥行価格補正を適用していなかったことその他評価(評点計算)の過程に、大阪市長が、原告との関係において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情は認められない。

したがって、大阪市長がした本件30年度賦課決定に国家賠償法1条1項の適用上違法があるとはいえない。

#### (4) 原告の主張について

以上に対し、原告は、前記第2の4(1)(原告の主張)のとおり、旧 a 番土地に奥行価格補正割合法を適用するに当たり、旧 a 番土地の蔭地割合を算出すると、評価基準の不整形地補正率表(附表4)において補正の対象とされる数値(16%)が導かれるから、旧 a 番土地が「不整形地」に分類されるとした上で、評価基準(別紙2記載2(2)イ(ア)b(b)、c参照)によれば、不整形地の地積をその間口距離で除して得ることができる計算上の奥行距離を基礎として奥行価格補正率を適用すべきであるとし、旧 a 番土地の地積277.68平方メートルを間口距離1.83mで除して計算上の奥行距離151.7mを導き、これを前提として奥行価格補正率0.80を適用すべきであったのであり、このような「不整形地」であることに着



目した補正をしないで旧 a 番土地の価格を決めている点で、大阪市長がした本件各賦課決定にはいずれも国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法があると主張する。

しかしながら、旧 a 番土地を評価基準に定める「不整形地」とであると認めることができないことは、既に上記（3）において説示したとおりである。

また、この点を措くとしても、原告の主張は、評価基準の不整形地補正率表（附表 4）に記載された補正率及び当該補正率を導くために必要となる蔭地割合の数値に基づいて「不整形地」とあるか否かを区別しようとするものであるが、同表（附表 4）は、「不整形地」とされた場合に評点数（価格）を算出する方法を示したものであるから（別紙 2 記載 2（2）イ（ア） a 参照）、原告の当該主張は評価基準を正解しないものといわざるを得ない。原告の主張は、旧 a 番土地が「不整形地」とあることを前提として、評価基準（別紙 2 記載 2（2）イ（ア） b（b））に従い、計算上の奥行距離を基礎とする奥行価格補正率を適用しようとするものであるが、評価基準は、「不整形地」について評点数を求める方法について、「画地の不整形の程度、位置及び地積の大小に応じ」て分類し、近似する整形地が想定される「不整形地」は近似する整形地について評点数を求める旨を明らかにしている（別紙 2 記載 2（2）イ（ア） b（c））から、仮に旧 a 番土地が「不整形地」とあるとしても、これが奥行距離を 19.2m とする矩形の形状をした地積 277.68 平方メートルの土地であることに照らせば、これに近似する整形地を観念することは容易であるといえることができるから、旧 a 番土地についてもこれに近似する整形地について評点数を求めることが相当であるといえるべきであって、この点においても原告の主張に理由がないことは明らかである。

そうすると、旧 a 番土地が「不整形地」とあることを前提として計算上の奥行距離を基礎とする奥行価格補正率を適用しようとする原告の主張は、採用することができない。

#### （5）小括

したがって、大阪市長が、本件各賦課決定において、旧 a 番土地の当該年度価格を決するに当たり、これが「不整形地」とあることに着目した補正をしなかったことについて、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法があるとはいえない。

## 2 まとめ

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の本件請求は理由がないことになる。

なお、原告は、口頭弁論終結後である令和 2 年 10 月 12 日、「弁論再開

の申立書」と題する書面を提出して口頭弁論の再開を求めるとともに、同月14日付け準備書面(6)において、概要、原告が本件各変更決定を不服としてした審査請求(前記前提事実(4)参照)において、同月1日付けで本件各変更決定をいずれも取り消すべきとする旨の答申が大阪府行政不服審査会によってされているから、本件各変更決定によって本件各賦課決定の効力が失われているとする被告の主張はその前提を失っているなどと主張するが、上記1に認定説示したところに照らせば、原告の当該主張を考慮したとしても本件各賦課決定に国家賠償法上の注意義務違反を認めることができなことは明らかであって(なお、原告は、本件各賦課決定には違法があり、原告ほか2名が違法な本件各賦課決定に従って固定資産税等を納付させられた事実は、本件各賦課決定が本件各変更決定により法的効力を失っているとしても変わるものではない旨主張しているところである。)、本件において口頭弁論を再開する必要性があるとはいえないから、口頭弁論を再開することはしない。

### 3 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の本件請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 山地修 裁判官 新宮智之 渡邊直樹)